

令和2年6月30日

医療機関 各位

県立広島病院 院長 平川 勝洋
副院長（兼）整形外科主任部長 望月 由

緊急事態宣言解除後における県立広島病院整形外科の診療体制について（お知らせ）

5月14日に、広島県が国の緊急事態宣言の対象地域から解除されたことに伴い、県立広島病院整形外科では、基本的に6月より従来通りの診療対応となりましたのでお知らせいたします。

ただし、政府の緊急事態宣言が最後まで残った東京など首都圏の1都3県、北海道や感染流行地域に滞在した患者さんについては、対象地域から当地に戻って来られた日から2週間経過した時点で、発熱等の症状がないことをご確認の上、紹介予約をお願いします。

引き続きご迷惑をおかけする点もございますが、ご紹介くださいますよう、お願いいたします。

尚、今後も感染の拡大状況等により変更が生じる可能性がありますので、ご了承くださいますこと、重ねてお願いいたします。

（お問い合わせ先）

県立広島病院 整形外科

電話：082-254-1818（代）

内線：整形外科外来（1168）